

第2回動燃改革検討委員会の結果について（速報）

平成9年5月
科学技術庁

1. 日時 平成9年5月12日（月）14：00～17：00

2. 議題
- (1) 火災爆発事故の原因調査状況報告
 - (2) 今後の検討項目の整理
 - (3) 核燃料サイクルと動燃の事業
 - (4) 動燃における管理運営体制

3. 結果概要

(1) 近岡科学技術庁長官、岡科学技術政務次官、吉川座長はじめ委員全員が出席。（その他、関係者、プレス、一般人として、約120名が傍聴。）

(2) 今般の火災爆発事故の原因調査状況の概要が報告されるとともに、核燃料サイクルと動燃の事業の位置づけ、動燃における管理運営体制がそれぞれ科技庁及び動燃から説明され、論点のしぼり込みと今後の検討の進め方について討議。

なお、事務局から、外部コンサルタントには「アーサーアンダーセン」が決定した旨報告。

(3) 座長総括において、今後の進め方について以下のとおり取りまとめられた。

① 各委員から動燃改革に関する提案を求め、それらを踏まえ、座長が改革の基本的な方向性について試案を取りまとめ、次回会合（6月6日）において、個別検討項目と照らし合わせ、たたき台として検討。

② 原子力委員会と動燃改革検討委員会とで意見交換を実施。
（5月20日予定。）

(4) 委員の主な意見は以下のとおり。

- ・ 経営方針として、研究開発の目的のみならず、開発した新技術のユーザーたる電力等の意向も反映すべき。
- ・ 動燃の縮小というだけでなく、動燃に蓄積された経験を活かすという発想も必要。 今般の問題は、事故原因のみならず動燃の基本ミッションの多様性、複雑性といった点もあり、慎重な検討が必要。情報（経験）のフィードバックが必要であり、単純に業務を切り離すということでは、逆に失敗の経験が活かされない。
- ・ 細かい論点を積み上げて結論が出るものではない。本委員会では、原子力開発の特質も十分念頭に置きつつ、「動燃のあり方」に重点を置いて検討すべき。
- ・ 主要な検討項目の第一には、安全最優先の施設の維持管理、運営がくるべき。今回の事故を例にとると、施設の建設に携わっていない本質を知らない人が、試験的な運転をした部分に問題があったのではないか。心理面も重要。
- ・ 原子力利用は社会に開かれたシステムであることが必要であり、原子力と社会との関わりという観点も重要。 石油工場等は、法体系においても地域社会全体を含めた防災計画を作るなど、地域と一体となっているが、炉規法そのものが原子力に閉じた閉鎖的なものになっているのではないか。
- ・ 地元との共生に経験を有する電力からの職員が出向していても動燃にはそうした人を活かさない体質があると聞く。単に嘘をついた人が悪いというのではなく、その背後の体質問題が重要。
- ・ 人員配置の問題も重要。予算が増え事業が拡大しても人員が増えず、結局、職員1人の責任が重くなっているか、請負に責任が転嫁されているかで問題。
- ・ 動燃発足から30年経ち、米国カーター核不拡散政策によるプル利用停止や地球環境問題など、原子力を巡る情勢が変わり、原子力に対するミッションも変化してきているが、動燃が順応できていないのではないか。 何れにせよ、ウランを利用できる

だけ利用し、どうしても残るものだけ廃棄物にするという考え方が重要。他方、動燃のままで現在日本が担っているミッションが遂行できるのか、決断すべき。

- ・リアルなミッションを考えるべき。動燃のミッションは技術の提供者としての動燃とユーザとしての電力といった問題もある。特に、法令などの規則のしぼりと研究者の意欲との関係がうまくいっていない。また、背景としては、プル利用等に係る日本の孤立、技術のフロンティアなど原子力をめぐる情勢の変化などがある。
- ・今般の事故の要因は人の面が重要。個々の能力はあるが、「組織に組み込まれた人」となると問題を生じている。労使の関係にも問題があったのではないか。
- ・動燃のミッションは、フロンティアとして知力を絞り、絶対安全を追求し、最終的にコマーシャルにつなぐといった相反するような多様な面もあり、これらの点を整理できなくてはならない。 これができないのが動燃の問題だが大変難しい。

（以上）

動燃改革に関する主な検討項目

平成9年5月12日
科学技術庁

1. 前提

- (1) 動燃の廃止をも視野に置いて検討を進める。
- (2) 国の政策の実施主体としての動燃に対する国（科学技術庁）の監督のあり方も検討する。

2. 主要な検討項目

(1) 原子力開発（新技術開発）の特質

- ① リスクを伴う新技術開発に関する社会的合意形成のあり方。

(2) 動燃のあり方

- ① 動燃が担うべきミッションの明確化。
 - － 動燃として行うべき業務と縮小すべき業務の整理等。
- ② 動燃が蓄積する知的資産（重要な情報と経験、実績、人材等）の評価及び有効活用方策。
 - － 技術移転、人材交流等。

(3) 経営方針

- ① 研究開発業務と定常的業務の混在に起因する問題点。
- ② 経営者の権限と責任のあり方。
 - － 人事面、業務面、予算面における意志決定の仕組み等。
- ③ 研究開発におけるコスト意識の植え付け。
- ④ 社会に開かれた運営。
 - － 透明性の確保と情報公開の徹底等。

(4) 管理運営体制のあり方

- ① 現場重視の体制の確立。
 - － 本社機能の現場への移転等。
- ② 請負業務における責任のあり方。
 - － プロパー職員と請負の従業員との間の責任の明確化。
 - － プラントの包括的な管理委託の検討。 等

③組織の縦割り性の克服。

- －技術全体を横断的に把握した専門家の育成。
- －動力炉部門と核燃料部門の間の相互理解の増進。
- －事業団内での経験の水平展開の増進。 等

④施設面での見直し。

- －施設の設計、建設、運転、保守（メンテナンス、老朽化、改良、保安の費用、等）等の安全性点検とそれを踏まえたハード面での対応。
- －プラント管理、品質保証等に関する最新の知見の反映。 等

（５）危機管理体制のあり方

①人員面での見直し。

- －非常時の責任ある体制の考え方。（人員の動員計画等）
- －平常時の人員配置の考え方と技術、ノウハウの継承への配慮。 等

②緊急時対応の見直し。

- －現場における危機管理のマニュアルの整備と平常時における訓練の徹底。
- －事故時における指揮系統の見直しと本社と現場の役割分担。
- －連絡通報体制の確立。
- －事故の要因等に関するデータベースの整備。
- －事故による環境への影響の迅速かつ正確な把握。
- －警報類・モニター類の情報の集中的把握。 等

③情報伝達システムの見直し。

- －あらかじめスポークスマンを指名し、養成しておくこと並びにスポークスマンに対する支援体制の確立。
- －公表の基準・方法の整備。 等

（６）職場環境のあり方

①研修、教育訓練プログラムの見直し。

- －通報連絡訓練、事故対応訓練等の充実。
- －請負業者等を含む現場の業務に直接携わる者の資質向上。 等

②体質の見直し。

- －虚偽報告が行われる原因の究明。
- －専門家、技術者と一般国民との間の安全に対する考え方の乖離。
- －プロパー職員、出向者、請負業者が混在する職場環境のあり方。 等
（相互信頼の確立方策等）

（７）地元との共生

①地元への情報の提供の見直し。

- －迅速、正確かつ分かりやすい情報伝達のあり方等。

②情報伝達に際して、内容が住民に理解されるための方策。

- －住民からの問い合わせに対する専門家による相談窓口の開設等。